

健 発 0630 第 1 号
平成 28 年 6 月 30 日

都道府県知事
政令市長
特別区長
各 殿

厚生労働省健康局長

肝炎対策の推進に関する基本的な指針の全部を改正する件について

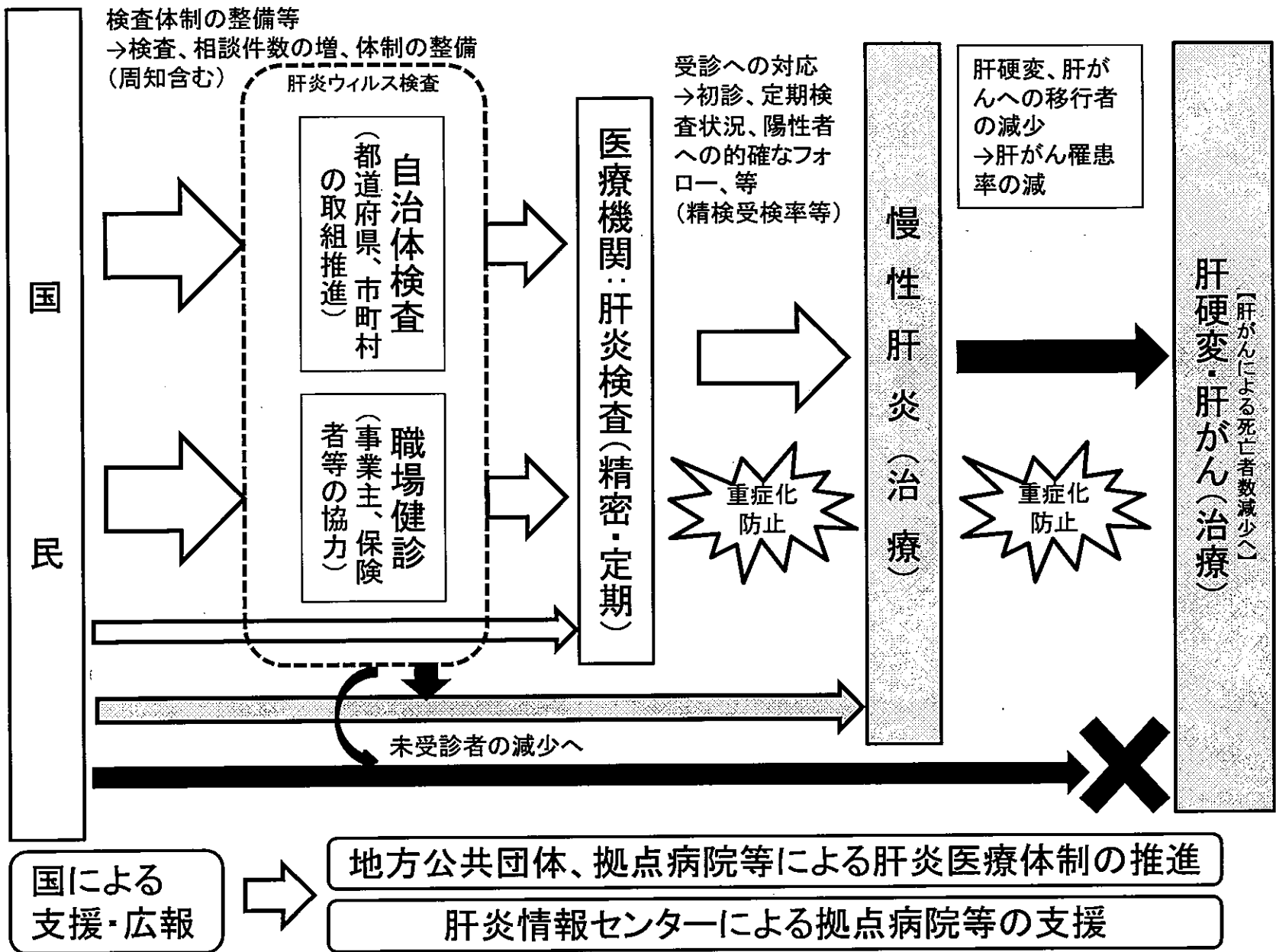
肝炎対策基本法（平成 21 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項に基づき策定された、肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成 23 年厚生労働省告示第 160 号。以下「基本指針」という。）については、法第 9 条第 5 項において、少なくとも 5 年ごとに検討を加え、必要に応じて改正することとされている。

ついでには、本日、基本指針の全部を改正したところである。改正のポイントは別添 1、改正後の基本指針は別添 2 のとおりである。

各地方公共団体におかれては、改正後の基本指針の内容について御了知のうえ、法第 4 条に規定する地方公共団体の責務にのっとり、基本指針に定めた内容を踏まえ、地域の実情に基づいた肝炎総合対策の実施に取り組むようお願いする。各都道府県においては、基本指針第 9（3）を踏まえ、管内市区町村、拠点病院をはじめとした医療関係者、肝炎患者等及びその他の関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標を設定する等、より一層の肝炎対策の推進を図られるようお願いする。

具体的な施策としては、利便性の高い肝炎ウイルス検査の実施体制の整備や、職域での検査実施の働きかけ、陽性者のフォローアップや医療費助成、関係機関と連携した肝炎患診療体制の整備、肝炎に関する普及啓発等に努められたい。また、肝炎ウイルス検査の実施や普及啓発については、市区町村等においても積極的に実施いただくため、管内市区町村、関係団体、関係機関等に対して基本指針の周知を図るようお願いする。

肝炎対策における取組目標と指標設定の考え方



肝炎対策基本指針 改正のポイント

今回の指針改正における主な変更点(追記、明記、強調した箇所)は以下のとおり。

項目	改正のポイント
基本的な方向	○ 国の肝炎対策の全体的な施策目標として、 <u>肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率を出来るだけ減少させることを指標として設定することを追記。</u>
予防	○ B型肝炎ワクチンの定期接種の実施を図ることを追記。
肝炎検査	○ <u>職域での肝炎ウイルス検査</u> について、地方公共団体や拠点病院等と連携し、研究班の成果等も踏まえ、医療保険者、事業主等関係者の理解を得ながら、その促進に取り組むことを強調。
医療提供体制	○ 検査陽性者の受診勧奨、フォローアップの取組を一層推進することを強調。 ○ 肝疾患連携拠点病院は、地域の肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関として、専門医療機関やかかりつけ医と連携しつつ、良質な肝炎医療の環境を整備するよう取り組むべきことを明確化。 ○ 肝炎情報センターの基本的な役割(拠点病院等への研修、情報提供、相談支援等、必要な調査や提言等)を明確化。 ○ 心身等の負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けられることができるよう、事業主への周知を進めるなど、肝炎患者の就労支援への取組を強化。

項 目	改 正 の ポ イ ン ト
人材育成	○ 都道府県等における、地域や職域で肝炎の普及啓発や、肝炎ウイルス検査の受検勧奨、陽性者のフォローアップ等の支援を行う肝炎医療コーディネーターなどの人材育成の取組みを強化。
肝炎の調査研究	○ 「肝炎研究10カ年戦略」に基づく肝炎研究(B肝創薬等)を一層推進するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう行政研究を進めることを明記。
医薬品の研究開発	○ 肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特にB型肝炎、肝硬変の治療に係る医薬品の開発等に係る研究を促進することを明記。
啓発・人権尊重	○ 国及び地方公共団体が連携し、関係者の協力も得ながら、効果的な普及啓発を行うことを明記。 ○ これまでの研究成果を元に、肝炎患者等に対する偏見や差別の被害の防止に向けた具体的な方策を検討し、取組を進めることを追記。
その他重要事項	○ 肝炎から進行した肝硬変・肝がん患者に対する更なる支援の在り方について、従前の調査研究の結果、新たな治療法の開発状況その他の医療の状況、肝炎医療費助成や重症化予防事業などの施策の実施状況等を踏まえ、検討を進めることを追記。 ○ 国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき、医療関係者、患者団体等その他の関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画、目標の設定を図るよう促すことを追記。